

報告第1号

富津市学校防犯カメラの設置及び管理運用に関する要綱の一部を改正
する告示について

富津市学校防犯カメラの設置及び管理運用に関する要綱（令和5年富津市教育委員会告示第6号）の一部を改正する告示を別紙のとおり定めたので、報告する。

令和7年12月18日提出

富津市教育委員会

教育長 山下 秋一郎

富津市学校防犯カメラの設置及び管理運用に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年11月13日

富津市教育委員会教育長 山下 秋一郎



富津市教育委員会告示第7号

富津市学校防犯カメラの設置及び管理運用に関する要綱の一部を改正する告示

富津市学校防犯カメラの設置及び管理運用に関する要綱（令和5年富津市教育委員会告示第6号）の一部を次のように改正する。

別表大貫小学校の項中「大貫小学校」を「大佐和小学校」に改め、同表佐貫小学校の項及び環小学校の項を削る。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

富津市学校防犯カメラの設置及び管理運用に関する要綱（令和5年富津市教育委員会告示第6号）新旧対照表

現 行	改 正 案																																
<p>(設置場所)</p> <p>第3条 防犯カメラの設置場所及び台数は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>2 防犯カメラの設置に当たっては、設置目的を達成するために必要最小限度の撮影範囲になるように努めなければならない。</p> <p>3 防犯カメラの設置場所には、防犯カメラが作動している旨及び教育委員会が設置している旨を表示し、市民に周知するものとする。</p>	<p>(設置場所)</p> <p>第3条 防犯カメラの設置場所及び台数は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>2 防犯カメラの設置に当たっては、設置目的を達成するために必要最小限度の撮影範囲になるように努めなければならない。</p> <p>3 防犯カメラの設置場所には、防犯カメラが作動している旨及び教育委員会が設置している旨を表示し、市民に周知するものとする。</p>																																
<p>別表（第3条関係）</p>	<p>別表（第3条関係）</p>																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="237 577 752 616">設置場所</th> <th data-bbox="752 577 1070 616">設置台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="237 616 752 737"></td> <td data-bbox="752 616 1070 737">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="237 737 752 775">大貫小学校</td> <td data-bbox="752 737 1070 775">3台</td> </tr> <tr> <td data-bbox="237 775 752 813">吉野小学校</td> <td data-bbox="752 775 1070 813">3台</td> </tr> <tr> <td data-bbox="237 813 752 852">佐貫小学校</td> <td data-bbox="752 813 1070 852">3台</td> </tr> <tr> <td data-bbox="237 852 752 890">天羽小学校</td> <td data-bbox="752 852 1070 890">3台</td> </tr> <tr> <td data-bbox="237 890 752 928">環小学校</td> <td data-bbox="752 890 1070 928">3台</td> </tr> <tr> <td data-bbox="237 928 752 1054"></td> <td data-bbox="752 928 1070 1054">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	設置場所	設置台数		(略)	大貫小学校	3台	吉野小学校	3台	佐貫小学校	3台	天羽小学校	3台	環小学校	3台		(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1164 577 1680 616">設置場所</th> <th data-bbox="1680 577 1998 616">設置台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1164 616 1680 737"></td> <td data-bbox="1680 616 1998 737">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1164 737 1680 775">大佐和小学校</td> <td data-bbox="1680 737 1998 775">3台</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1164 775 1680 813">吉野小学校</td> <td data-bbox="1680 775 1998 813">3台</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1164 813 1680 852"></td> <td data-bbox="1680 813 1998 852"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1164 852 1680 890">天羽小学校</td> <td data-bbox="1680 852 1998 890">3台</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1164 890 1680 928"></td> <td data-bbox="1680 890 1998 928"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1164 928 1680 1054"></td> <td data-bbox="1680 928 1998 1054">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	設置場所	設置台数		(略)	大佐和小学校	3台	吉野小学校	3台			天羽小学校	3台				(略)
設置場所	設置台数																																
	(略)																																
大貫小学校	3台																																
吉野小学校	3台																																
佐貫小学校	3台																																
天羽小学校	3台																																
環小学校	3台																																
	(略)																																
設置場所	設置台数																																
	(略)																																
大佐和小学校	3台																																
吉野小学校	3台																																
天羽小学校	3台																																
	(略)																																

報告第2号

富津市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の
公布について

富津市学校給食費の管理に関する条例施行規則（令和5年富津市規則第17号）の
一部を改正する規則を公布したので、報告する。

令和7年12月18日提出

富津市教育委員会

教育長 山下 秋一郎

富津市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年11月7日

富津市長

富津市規則第36号

富津市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

富津市学校給食費の管理に関する条例施行規則（令和5年富津市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第20条を第21条とし、第19条の次に次の1条を加える。

（食物アレルギー等対応助成金）

第20条 市長は、条例第5条の規定により学校給食費が不徴収となる者のうち、食物アレルギー等の事由により学校給食の全部の提供を受けていない者又は飲用牛乳のみの提供を受けている者の保護者等（以下「助成対象者」という。）に対し、条例別表に規定する学校給食費の月額を限度として食物アレルギー等対応助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとする。

2 助成対象者は、前項の規定による助成金の交付を受けようとするときは、市長が必要と認める書類を提出し、助成金の申請及び請求（以下「申請等」という。）をするものとする。

3 市長は、前項の規定による申請等があったときは、助成対象者に対し助成金を交付するものとする。この場合において、助成金の交付があったときは、助成金の交付決定があったものとみなす。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

富津市学校給食費の管理に関する条例施行規則（令和5年富津市規則第17号）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(災害等による減額の取扱い)</p> <p>第19条 災害、インフルエンザ等による学級、学年又は学校の閉鎖その他やむを得ない理由により緊急に学校給食を提供することができないときは、学校給食費の額の変更は行わない。ただし、大規模な災害等により、おおむね7日間以上にわたり給食の提供ができないときは、その期間に予定した給食に要する食材の発注の取消しができた範囲内において、学校給食費の減額をすることができる。</p> <p>(補則)</p> <p>第20条 この規則に定めるもののほか、学校給食費の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>	<p>(災害等による減額の取扱い)</p> <p>第19条 災害、インフルエンザ等による学級、学年又は学校の閉鎖その他やむを得ない理由により緊急に学校給食を提供することができないときは、学校給食費の額の変更は行わない。ただし、大規模な災害等により、おおむね7日間以上にわたり給食の提供ができないときは、その期間に予定した給食に要する食材の発注の取消しができた範囲内において、学校給食費の減額をすることができる。</p> <p><u>(食物アレルギー等対応助成金)</u></p> <p>第20条 市長は、<u>条例第5条の規定により学校給食費が不徴収となる者のうち、食物アレルギー等の事由により学校給食の全部の提供を受けていない者又は飲用牛乳のみの提供を受けている者の保護者等（以下「助成対象者」という。）</u>に対し、<u>条例別表に規定する学校給食費の月額を限度として食物アレルギー等対応助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとする。</u></p> <p>2 <u>助成対象者は、前項の規定による助成金の交付を受けようとするときは、市長が必要と認める書類を提出し、助成金の申請及び請求（以下「申請等」という。）をするものとする。</u></p> <p>3 <u>市長は、前項の規定による申請等があったときは、助成対象者に対し助成金を交付するものとする。この場合において、助成金の交付があったときは、助成金の交付決定があったものとみなす。</u></p> <p>(補則)</p> <p>第21条 この規則に定めるもののほか、学校給食費の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>

報告第3号

富津市遠距離通学費補助金交付要綱の一部を改正する告示について

富津市遠距離通学費補助金交付要綱（平成29年富津市告示第33号）の一部を改正する告示を別紙のとおり定めたので、報告する。

令和7年12月18日提出

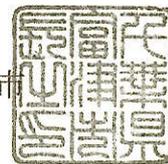
富津市教育委員会

教育長 山下 秋一郎

富津市遠距離通学費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年11月11日

富津市長 高橋 恭 市



富津市告示第156号

富津市遠距離通学費補助金交付要綱の一部を改正する告示

富津市遠距離通学費補助金交付要綱（平成29年富津市告示第33号）の一部を次のように改正する。

別表佐貫小学校の項を削る。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

富津市遠距離通学費補助金交付要綱（平成29年富津市告示第33号）新旧対照表

現 行	改 正 案																																								
<p>(補助対象者等)</p> <p>第2条 補助の対象となる者は、別表に掲げる通学する学校ごとの区分に応じ、それぞれ同表に掲げる要件を満たす児童（以下「補助対象児童」という。）の保護者（以下「補助対象者」という。）とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する補助対象者は、補助の対象としないものとする。</p> <p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づく教育扶助を受けている世帯に属する場合</p> <p>(2) 補助対象児童が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第8条の規定により保護者の申立てによって教育委員会が指定した学校以外の学校に通学し、又は同令第9条の規定により保護者の届出によって住所地以外の市町村の学校に通学している場合</p>	<p>(補助対象者等)</p> <p>第2条 補助の対象となる者は、別表に掲げる通学する学校ごとの区分に応じ、それぞれ同表に掲げる要件を満たす児童（以下「補助対象児童」という。）の保護者（以下「補助対象者」という。）とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する補助対象者は、補助の対象としないものとする。</p> <p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づく教育扶助を受けている世帯に属する場合</p> <p>(2) 補助対象児童が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第8条の規定により保護者の申立てによって教育委員会が指定した学校以外の学校に通学し、又は同令第9条の規定により保護者の届出によって住所地以外の市町村の学校に通学している場合</p>																																								
<p>別表（第2条関係）</p>	<p>別表（第2条関係）</p>																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>通学する学校</th> <th>通学方法</th> <th>児童の居住地区</th> <th>通学に利用する停留所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>富津小学校</td> <td>バス</td> <td>篠部地区</td> <td>篠部停留所以遠の停留所</td> </tr> <tr> <td>佐貫小学校</td> <td>バス</td> <td>笹毛地区</td> <td>学園入口以遠の停留所</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>宝童寺地区</td> <td>牛房谷以遠の停留所</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>佐貫地区（西畑地区）</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>亀沢地区(岩富地区及び牛房谷地区)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	通学する学校	通学方法	児童の居住地区	通学に利用する停留所	富津小学校	バス	篠部地区	篠部停留所以遠の停留所	佐貫小学校	バス	笹毛地区	学園入口以遠の停留所			宝童寺地区	牛房谷以遠の停留所			佐貫地区（西畑地区）				亀沢地区(岩富地区及び牛房谷地区)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>通学する学校</th> <th>通学方法</th> <th>児童の居住地区</th> <th>通学に利用する停留所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>富津小学校</td> <td>バス</td> <td>篠部地区</td> <td>篠部停留所以遠の停留所</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	通学する学校	通学方法	児童の居住地区	通学に利用する停留所	富津小学校	バス	篠部地区	篠部停留所以遠の停留所								
通学する学校	通学方法	児童の居住地区	通学に利用する停留所																																						
富津小学校	バス	篠部地区	篠部停留所以遠の停留所																																						
佐貫小学校	バス	笹毛地区	学園入口以遠の停留所																																						
		宝童寺地区	牛房谷以遠の停留所																																						
		佐貫地区（西畑地区）																																							
		亀沢地区(岩富地区及び牛房谷地区)																																							
通学する学校	通学方法	児童の居住地区	通学に利用する停留所																																						
富津小学校	バス	篠部地区	篠部停留所以遠の停留所																																						

報告第4号

富津市史跡内裏塚古墳群保存活用計画策定委員会委員の委嘱について

富津市史跡内裏塚古墳群保存活用計画策定委員会設置要綱（令和7年富津市教育委員会告示第6号）第3条の規定により、次の者を委嘱したので報告する。

	氏名	所属等	分野	選定理由
1	杉山 林繼	國學院大學名誉教授	考古学	・過去の発掘調査に携わり知見を有するため ・整備のための発掘調査方法等の検討のため
2	笹生 衛	國學院大學神道文化学部教授	考古学	
3	小澤 洋	富津市文化財審議会委員代表	考古学	
4	赤坂 信	千葉大学名誉教授	造園学	緑地化・公園化など、市の景観を活かした古墳のデザイン等の検討のため
5	阿部 貴弘	日本大学理工学部まちづくり工学科	まちづくり	古墳を活用した将来的なまちづくりの検討のため
6	加藤 文男	株式会社南房総	観光	古墳を活用した観光客の誘致方法等の検討のため
7	御巫 由紀	千葉中央博物館	植物学	各古墳の植生確認や、整備していく上での植物選定の検討のため
8	白石 正雄	飯野地区代表区長	地元住民	地元住民、団体との調整のため
9	小泉 雅弘	青堀地区代表区長	地元住民	

（任期：令和7年12月15日～計画の策定が完了する日）

令和7年12月18日提出

富津市教育委員会

教育長 山下 秋一郎

報告第5号

専決事項の報告について（後援申請）

富津市教育委員会行政組織規則（昭和46年富津市教育委員会規則第5条）第9条第1項の規定により、別紙のとおり専決したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年12月18日提出

富津市教育委員会

教育長 山下 秋一郎

後 援 申 請 内 容

申請受付日	申請者	開催日	開催場所	事業名	承認年月日
令和7年10月30日	千葉県モラロジー協議会 会長 行方 誠	令和7年12月20日	拓殖大学紅陵高等学校	第62回道德教育研究会 上総会場	令和7年11月4日
令和7年10月31日	NPO法人ツナグ 理事 山口 勇太	令和7年11月24日	イオンモール富津アゼリアコート	親子で学ぶプログラミング体験会 ～マインクラフト クリスマス～	令和7年11月5日
令和7年11月10日	渡辺 健	令和7年12月21日 (予備日12月27日)	マザー牧場オートキャンプ場	第19回マザー牧場杯争奪少年サッカー大会	令和7年11月13日
令和7年11月19日	ライオンズクラブ国際協会 富津ライオンズクラブ 会長 粕谷 達郎	令和8年1月10日	富津市総合社会体育館、 富津中学校体育館	第42回富津市青少年新春武道大会	令和7年11月20日
令和7年10月20日	高尾克人	令和7年12月7日～ 12日	富津市役所 1階市民ホール	第21回富津美術会	令和7年11月27日
令和7年11月5日	松本 努	令和8年2月23日	君津市民文化ホール	山下俊輔 NEWアルバムZONEツアー	令和7年12月5日
令和7年11月27日	千葉城郭保存活用会 代表 小室 裕一	令和8年1月24日 ～ 4月19日	富津市内及び神奈川県鎌倉市	海城サミット2026 in Chiba	令和7年12月5日
令和7年12月2日	君津地方社会教育委員連絡協議会 会長 白石 義和	令和8年1月25日	日本製鉄(株)東日本製鉄所 本館コミュニケーションホール	第60回君津地方社会教育推進大会	令和7年12月2日

※ 富津市教育委員会行政組織規則第9条第1項第5号による。